

# 明恵上人夢記の表記様式における年代の変移について

——仮名表記の自立語による考察——

榎 木 久 薫

## 目 次

- 一、はじめに
- 二、夢記各篇の書写順序
- 三、夢記の文章構造
- 四、自立語の年代の変移
  - 1 自立語の分類
  - 2 夢の記述
  - 3 日次記事・説明記事
  - 4 平仮名・万葉仮名表記について
- 五、まとめ

## 一、はじめに

明恵上人は、数多くの片仮名文を書き残している。これらの文献は、言語的性格・表現内容の両面において多岐に亘っており、共時論的研究の好対象である。一方、これらの文献は、書写年代がそれぞれに異なっているから、言語的性格を比較考察してゆく場合には、通時論的視点も必要となる。明恵上人の片仮名文を、通時論的に考察してゆく場合、夢記がその一

明恵上人夢記の表記様式における年代の変移について

つの中心をなすと考えられる。明恵上人の夢記は、自筆のものが多数伝存しており、書写年代も若年から晩年に亘っているからである。その上、内容も夢の記録として一貫性があり、言語的性格の変化を年代的に跡づけてゆくには、恰好の資料である。ところで、築島裕博士は近著の中で、片仮名文の起源と系列について、次のように整理されている。

- (一) 訓点本への書入れの類
- (二) 宣命書の変容
- (三) 変体漢文中の仮名表記の発達
- (四) (一)を併せた片仮名宣命書の確立
- (五) 平仮名文から片仮名交り文への書替え

又、別節では、片仮名専用文の存在についても言及されている。これらの内、院政・鎌倉時代に独立した文献として存在するのは、(三)(四)及び片仮名専用文である。この内、(四)は、小林芳規先生が言われる所の、片仮名交り文・漢字交り片仮名文に、それぞれ当るものと考えられる。これら四種の片仮名文の中に夢記を位置づけるならば、(三)ということになる。夢記は、片仮名を中心に、平仮名・万葉仮名表記も見られる。しかし一方には、仮名をまったく含まず、漢文式の語序で書かれた文章もあり、又、それ以外の文章でも、仮名の使用は部分的なものに留まっている。一例を示すならば、次のようなものである。

〔第七篇 元久二・十・十四、十五〕

同十四日〔又巻〕依丹波殿之事出京同十

五日。辭退対面登山其夜夢云

或処行法会聴聞之事因智房云入我々滅之仏

事云、成仏房為導師神分之処發

句云入滅之禱トナレハ云々、又教化之発句に

カフヲヤイルカ如云々、其後起座ヤハラ

成弁之頭ヲ踏事三度又傍ニアル人ノ

頭ヲ三反踏之云々、

従来、和化漢文中の仮名の混用については、いくつかの言及がある。その内、峰岸明氏には、「一文献中に平仮名・片仮名を交用する用字法は、とくに記録体の著しい特徴をなすものと認めることができる。」という指摘がある。又、築島裕博士も「…、平仮名や万葉仮名を、本文と同じ大きさで、又は宣言書で表記している。このような傾向は、この頃以後、日記・記録類に次第に顕著になって来る。」と述べておられる。(文中「この頃」は、平安中期を指す) このように、(三)類の片仮名文は、和化漢文の中でも記録体を中心に見られるものようである。夢記は、夢の記録であり、又、日次記の形式で記されている。このように、夢記は内容・形式両面において、記録体の中に位置づけることができる。夢記を片仮名文の系列の第三類に位置づけるならば、まず、仮名の混用の状態に視点を当てた考察を行なう必要があるであろう。

## 二、夢記各篇の書写順序

本考察の対象資料は次の二つである。

1、高山寺資料叢書第七冊 明恵上人資料第二 第一部 明恵上人夢記

2、高山寺資料叢書別冊 高山寺典籍文書の研究 高山寺蔵明恵上人夢記(補遺) 甲篇・乙篇

この内、2、の(補遺) 甲篇・乙篇は、第五篇に後接することが、奥田勲氏によって推定されている。1、には、全十六篇の夢記が集められている。これらの内、書写年代の明らかでない十一篇までは、年代順に配列されている。第十二篇以降は、書写年代不明とされている篇である。以下、これら書写年代不明の篇について、年代推定を試みた。

明恵上人夢記の表記様式における年代的変移について



第十三篇 白楮紙 無界 縦二七・九糎 一行平均十六字

第四篇 白楮紙 無界 縦二八・〇糎 一行平均十六字

他篇との間には、右のような対応は見出されなかった。しかも、高山寺経藏における所蔵状況は、第一部第三〇二号・一括中に、四・五・十二・十三・十四篇が含まれる、というものである。このことから、第十二・十三篇は、本来、第四篇とつながっていたもので、後に分離したとの推定が成り立つ。記述内容からは、この三篇の前後関係や、直接つながっていたかどうかは明らかでない。しかし外的徴証からは、第十二・十三篇は、元来、第四篇と伴に一篇を成していたと見ることが可能である。この推定については、表記様式の面から、更に検討を加えてみたい。尚、第十四篇は、同様の料紙を用いた篇を見出せないため、書写年代を限定できない。又、第十五・十六篇については、自称からは書写年代を推定することができない。よって、この三篇は、今回の考察対象から除外した。

更に、同一篇中の記述の前後関係については、奥田氏に、第十篇の錯簡の訂正を試みられたものがある。<sup>(5)</sup> 本考察では、氏の推定によって錯簡を訂正した上で、考察を行なうこととした。

### 三、夢記の文章構造

夢記は、本考察の対象範囲から見ても、若年から晩年まで一貫して、年紀の下に記述内容が完結する日記形式で書かれたものであることが分かる。中には、年紀に月や日が明示されず、日次記の形を崩している部分もある。しかし、そのような部分も、記述内容は、年紀の下に首尾完結しているのである。このように、夢記は内容・形式の上で、年紀の下に完結した記述（以下これを段と呼ぶこととする）を単位として構成されているのである。このことから、言語的性格の時間的変化を考察するには、段を単位とするのが有効と考えられるのである。

更に、各段の内部を見ると、その記述内容は、次の四つの部分に分けられることに気付く。

明恵上人夢記の表記様式における年代的変移について

- 1、年紀
- 2、日次記事
- 3、夢の記述
- 4、説明記事

1、の年紀は、段の冒頭にあつて、以下の記述内容のあつた年月日を記した部分である。年紀には、先述のごとく月や日が明示されない場合がある。又、同じ年月の記事が連続する場合には、年や月を省略することもある。2、の日次記事は、年紀に記した期日に、現実にあつたことを記した部分である。特に記すほどのことがない場合には、日次記事を記さない段もある。又、逆に、年紀と日次記事のみで構成された段も見られる。3、の夢の記述は、冒頭に「夢云」或は「夢」という書出しを持つ場合が多い。他に、「禪中好相」或は「禪中」という書出しを持つ場合もある。一方、末尾は、「云々」の形で終る場合がもっとも多い。他には、「覺了」の形が見られる。このように、夢の記述は、その冒頭及び末尾に、類型的な語句を持つ場合が殆どである。中には類型的な語句を持たない場合もあるが、内容から他の部分とは区別することが可能である。4、の説明記事は、夢の記述に対する説明的な記述の部分である。内容は種々であるが、特に夢合せについて記す場合には、「案曰云々」の形を取ることが多い。夢の記述はあつても、説明記事が記されていない段は多い。以上のように、夢記各段は、記述内容によって、内部を更に細分することができる。表記様式には、記述内容の違いによって、差異が認められる可能性がある。そこで、各段は、更にそれぞれの部分毎に、分けて考察することとした。

尚、段毎の右の四つの部分の有無については、表記様式に関する考察の結果と伴に、A表4Vに示した。

#### 四、自立語表記の年代の変移

##### 1、自立語の分類

既に述べたように、夢記は、各篇とも全体に亘って仮名が見られる。しかし、段毎に見た場合、段によっては、まったく仮名の見られないものもある。本論文は、仮名の混用の状態に着目して考察を進めるものであるから、これらの段は、当面の検討対象とはならない。これらの段については、仮名の見られる段についての考察結果と併せて、夢記全体の表記様式の年代の変移について考える際に、併せ取り上げることとする。

さて、築島博士は、変体漢文に仮名が混用される場合として、

(一) 普通の散文の中の概念語で、その和語の意味が、漢字では的確に表はし得ないもの。

(二) 和歌を書表はず場合。

(三) 儀式等の際の会話の用語。

(四) 加点された漢文の形態を模した場合。

(五) 漢字・漢語などに対する訓釈。

の五つを上げておられる。<sup>(7)</sup>この内、記録体において見られるのは、(一)~(三)の場合である。この内、(一)は夢記には見られない。(二)の場合、仮名表記される語とは、要するに、何らかの理由で漢字と結びつかなかった語ということになる。これは、和化漢文が、あくまでも国語を漢字主体で表記しようとした文体である以上、当然のことといえよう。これに対して、この類以外の語の仮名表記が見られれば、それは、表記上何らかの意味で和化漢文的でない要素が混入しているということができる。

そこで、夢記において仮名表記されている自立語について、右の観点に基いた分類を行なった。まず、その第一段階として、各語を次のように分類した。

仮名表記のみ見られる語

用例2例以下<sup>(8)</sup>

漢字表記され得たと考えられる語 ↓自立語(1)

漢字表記され難かったと考えられる語 ↓自立語(2)

用例3例以上 ↓自立語(3)

仮名表記と漢字表記とが見られる語

仮名表記例2例以下 ↓自立語(4)

仮名表記例3例以上 ↓自立語(5)

(煩を避けるため、以下、各類を、自立語(1)~(5)と呼ぶこととする)

各類に属する語は、次の通りである。

自立語(1)

アシ(悪) アツク アブラ(物) アリク アル(荒) アラシ イタチ ウツギ ウナツク ウレフ オビタ、シ カサナル  
 カム カブラヤ カヘス カラグ キル(切・四段) クハ クフ クム(組) ケツル ケハシ コソグ サス(餐) ソロフ  
 [四段] ソロフ(下二段) タエ(絶) タコ(蛸) タユム ツク(衝) トガ トム(求) ナマ(ヒ) ナラフ ハク(穿) ハゲ  
 ム (ナマ)ヒ ヒゲ ヒル(干) フカ(田) フト(虫) ホル ムサ、ビ ヨヒ ワブ ワル[四段] ヲシフ

自立語(2)

アラ(接頭語) イカゞ イクラ イザナキ イツ イミジ エ(副詞) オトナシ 〱オホス カフラ(坂) キザハシ キ  
 ラメク コロブ サ サガ〱シ シノツキ (テ)スサビ スムム スワル チギル[干切る意の語] ツク[吐く意の語]  
 トカリ ト、ノホル ナド(副詞) ナバユ ナヤス ニガリ(汗) 〱ニク(ゲ) 〱ニクシ[困難の意の語] ヌケガラ ヒ  
 ワル<sup>(9)</sup> フマフ マキ ヤガテ ヤハ〱 ヤハラ ユルグ ワリナシ ヲフヒカ(籠)

自立語(3)



ゲ〔接尾語〕 サテ スグ〔さし通す意の語〕 スベル マキラス

自立語(4)

アマタ イダス イル〔入・四段〕 イル〔入・下二段〕 ウ〔得〕 ウツ ウツ、 オク〔置〕 オツ オル〔下〕 カク〔懸〕  
カク〔斯〕 (ハジメ)カタ キズ キル〔切〕 コト〔事〕 スクナシ セ〔瀬〕 ソノ ソレ タツ〔下二段〕 ツクル ツタフ  
ツヨシ テ〔スサビ〕 ト、ノフトモ トル ナス ノル〔乘〕 ハジメ(カタ) フム マコト ミユ ミル モテ ヨク  
くくヨ(ゲ) ヨシ〔良〕 ヨワ(ゲ) ワカシ ワザト キル

自立語(5)

アマリニ アユム アリ イフ カク〔書〕 ス ナシ ナル ヒク

(語の採集においては、複合語形の場合は、原則として切り離して一語ずつ採集した。)

自立語(5)の内、夢記全篇に亘って仮名表記と漢字表記とが多数見られるのは、「アリ」と「ス」である。この二語には、仮名表記と漢字表記との間に、用字法上の区別があるかとも思われる。一方、この二語以外の語は、用例もはるかに少なく、仮名表記と漢字表記との間に、用字法上の区別があるとは見うけられない。これらの語は、語の性格としては、自立語(4)に準ずるものと考えられる。

自立語の右の五類の内、和化漢文の中で仮名表記され得る語は、(2)・(3)の類である。自立語(3)は、夢記において、たまたま漢字表記が見られないとも考えられる。しかし、「スベル」以外の語は、「三巻本色葉字類抄」「観智院本類聚名義抄」に見られない。「スベル」は、「三巻本色葉字類抄」に、私云 蹴スベル〔黒川本 下ス辞字山ウ3〕とあるが、前田家本の対応個所に、この字が見られないのである。

一方、自立語(1)・(4)・(5)(アリ・ス以外)は、和化漢文においては、漢字表記されるのが普通と考えられる語である。これらの語の仮名表記が見られることは、表記上、和化漢文的でない要素が混入していることになる。これらの語は、片

仮名文の内でも、片仮名交り文においては、漢字表記されるのが普通である。これらの語の仮名表記が見られるのは、漢字交り片仮名文においてである。このように、自立語(1)・(4)・(5)(アリ・ス以外)の仮名表記が見られる段は、表記上、漢字交り片仮名文的な要素が含まれていると言うことができる。

2、夢の記述

前節で述べたような観点から、自立語(1)・(4)・(5)(アリ・ス以外)の仮名表記の有無によって、夢記各段の夢の記述の部分  
をa類とb類とに分類したものが、次表である。尚、b類には、仮名表記の内に、自立語の仮名表記の見られない段も含まれる。自立語(2)・(3)の有無は、用語上の問題であって、表記上の性格は、自立語(2)・(3)の仮名表記が見られない段も、見られる段同様、和化漢文的なものである。

△表1▽

五 2	四 1	三 3	二 1	一			篇・段	a	類		
				5	4	3				(1) (4) (スアリ・ス以外)	自立語
				3	3	(2) (3)					
3	4	1		1	7	1	(2) (3)	自立語			
1	4		2				(2) (3)				
3	2	1		1	3	1	(2) (3)	自立語			
		1				3	(2) (3)				
5	1	4	1	7	1		(2) (3)	自立語			
							(2) (3)				
五 4	四 3	三	二	一			篇・段	b	類		
				(2) (3)	自立語						
				(2) (3)							
1							(2) (3)	自立語			
							(2) (3)				

八 14	10	七							六		
		18	17	15	10	9	5	4	5	4	3
1	1	2	1				3	1	3	4	
	1			1		4	2	1		1	2
				1					1	1	
		1				2	1		1	1	
	2					2					
2		1		2	5	1	1		1	1	
八 13	12	23	22	21	20	16	11	7	2	六 2	
							1				
1	1					1	1	1			



					十三 二
9	7	6	5		
1		2	3		
2					1
		1			
				1	2
1			2	1	
1			2	4	
					十三 一
					3

(表中、自立語の用例数は、延べ語数である)

表の結果を数値化すると、次のようになる

b類	a類	篇類
0	3	一
0	1	二
0	1	三
1	1	四
2	1	五
1	3	六
8	7	七
2	4	八
9	0	九
34	10	十
1	0	十一
1	3	十二
1	5	十三

これより、第八篇以前では、各篇とも、b類の段は見られないか、見られてもa類の段とはほぼ同数までであるのに対し、第九篇から第十一篇まででは、a類の段は見られないか、見られても、b類の段の数に比べれば、かなり少なくなっていることが分かる。これは、建永元年(一二〇六)書写の第八篇まででは、仮名表記の見られる段には、漢字交り片仮名文的な表記の要素の見られる段が多いのに対し、建暦二年(一二二二)からの書写である第九篇以降では、漢字交り片仮名文的な表記の要素の見られる段が、著しく減少していることを示すものである。尚、第二節において、第十二・十三篇の書写順序について問題とし、外的徴証より、本来、第四篇とつながっていたものとする可能性を提示した。この可能性を自立語の仮名表記の状態から見ても、第八篇以前、年代としては、建永以前に書写されたとして矛盾はない。このように、第十二・十三篇は、本来、第四篇とつながっていたとすることは、妥当と考えられる。

次に言えることは、第八篇以前(以下、第十二・十三篇を含む)においては、自立語(2)・(3)の仮名表記例が、a類の段に集

中しているということである。これに対して、第九篇以降では、a 類の段にも、b 類の段にも、自立語(2)・(3)の仮名表記が見られる。自立語(1)・(4)・(5)（アリス以外）のように、漢字表記され得る語において仮名表記が見られることは、表記上の問題である。一方、自立語(2)・(3)のように漢字表記され難い語の仮名表記が見られることは、表記上の問題であると共に、用語の問題である。つまり、自立語(2)・(3)の仮名表記が見られる段と、見られない段との間には、用語上にも差異があると考えられるのである。この視点から見ると、第八篇以前では、各段の表記上の差異と、用語上の差異との間には、対応関係があるということが出来る。これに対して、第九篇以降では、表記上の差異と、用語上の差異とが、対応していないといえる。この問題について、更に細かい考察を加えるために、自立語(2)・(3)に分類された各語について、品詞別の分類を行なったのが次頁の表であるが、この表より分かることは、名詞・動詞は、全体に亘って見られるが、形容詞・副詞・接続詞や、形容詞を形成する接尾語「〜ゲ」は、第八篇以前の a 類の段に集中しているということである。名詞や動詞は、表現素材によって使用が規定されやすい。一方、形容詞・副詞・接続詞や、形容動詞は、表現素材よりも、表現主体の意識によって、使用が規定される面が強い。

そこで、まず名詞・動詞について見ると、名詞は、固有名詞か、具体的事物を指し示す語が殆どであり、動詞も、具体的動作を示す語が殆どであることが分かる。これらの語は、表現素材によって、使用が規定される語と考えられる。このような名詞・動詞が、第八篇以前においては、a 類にしか見られないのは、表現素材と表記様式とが対応していることを示すものといえる。これに対して、第九篇以降では、名詞・動詞の仮名表記は、a 類・b 類の段ともに見られるのであって、表現素材と表記様式とに対応関係は見られない。次に、形容詞・副詞・接続詞・形容動詞形成の接尾語「〜ゲ」について見ると、これらの語の内に、和文特有語が多いことが分かる。（表中、※を付したものが、和文特有語と考えられる語である）この類の語は、第八篇以前の a 類の段に集中している。このことは、第八篇以前の a 類の段が、他の段に比べて、和文系の語彙をも含めた用語を用いるという用語意識をもって記されたことを示すものと考えられる。

〈表2〉

		類									
		a									
品詞	品詞	一	三	四	十二	十三	五	六	七	八	十
品詞	品詞	4	3	1	1	5	2	3	4	15	41
名詞	名詞			ヲフヒカ(瀧) 1	イザナキ ヌケカラ 1	キサハシ ニガリ(汁) 1	カワラ(坂) シノツキ 1				※(テ)スサビ ※イツ 1
動詞	動詞	ヒワル 1				※マキラス 2	ト、ノホル 1			※マキラス 1	キラメク 1
形容詞	形容詞	※ノニク(ケ) 2	※オトナシ 1			※イミシ 1	※ワリナシ 1				※ノニクシ 1
副詞	副詞	※ヤガテ 1	イクラ 1	※ナド 1	イカ 1		ヤハラ 1			※エ 1	
接続詞	接続詞	※サテ 1	※サテ 1	※サテ 1	※サ 1	※サテ 1				※サテ 1	※サテ 2
接尾語	接尾語	※ノケ 3				※ノケ 1					
		類									
		b									
品詞	品詞	七									
品詞	品詞	7									
名詞	名詞	チギル 1									
動詞	動詞										
形容詞	形容詞		サガノシ 1								
副詞	副詞		ヤハノシ 2								
接続詞	接続詞										
接尾語	接尾語										

(表中、数値は用例数である)



表より、日記記事においては、全篇に亘って、a類に属する段が、見られないことが分かる。夢の記述において、第八篇以前と第九篇以降との間に、表記上の変移が見られるのとは、明らかに異質である。説明記事については、仮名表記の見える段自体が少ないが、第八篇以前では、四段中二段がa類に属し、一方、第九篇以降では、十三段中一段のみがa類に属している。このように、説明記事における変移の方向は、夢の記述の方向と、軌を一にするものといえる。

#### 4、平仮名・万葉仮名表記について

夢記には、次のような自立語の平仮名・万葉仮名表記が見られる。

我仏事ノ導師すへし (⑧112)

右は、第八篇16段に見られる。a類の段である。他の平仮名表記例は、すべて付属語である。

曲問之人ニテヤ於波之戸須覽ニ (⑩166)

右は、第十篇9段・a類の段に見られる。

以清浄綿多字佐儀に懸リ (⑩207)

右は、第十篇12段・b類の段に見られる。付属語の万葉仮名表記は見られない。以上の、平仮名・万葉仮名表記例は、いずれも、夢の記述の部分に見られるものである。

尚、補足として、字音語の仮名表記例を示すと、次の様なものがある。

〔誦〕

元久二年於神護寺横尾修々妻各法讀ス仏頂 (⑦2)

右の「ス」は、「誦」の片仮名表記とも見られるが、一方、サ変動詞「ス」である可能性もある。右の例は、第七篇1段・b類の日記記事に見られるものである。

即時片方へ行テスシ (⑨104)



右は、第九篇12段・b類の夢の記述に見られる。これも、「誦」の片仮名表記と見られる例である。

右以外にも、次の様なものがある。

〔陀羅尼〕

ウ 笹印タラニ (⑩191) 第十篇9段・a類の夢の記述 都部タラニ目 (⑧4) 第八篇2段・b類の日記記事 都部陀<sub>レ</sub>尼目

(⑧14) 第八篇9段・b類の日記記事

〔毘盧舍那〕

ヒルシヤナ (⑩437) 第十篇60段・b類の説明記事 ヒル舍那像 (⑩421) 第十篇59段・b類の夢の記述

〔寶頭盧〕

寶ツル (⑩281) 第十篇20段・b類の夢の記述

〔曼陀羅〕

万タラ (⑧73) 第八篇13段・b類の夢の記述

〔獨鈷〕

ト古印 (⑨3・4) 第九篇1段・b類の夢の記述

〔鱸〕

口 (⑦38・39) 第七篇9段・a類の夢の記述

右の「鱸」には、「呂」と宛字表記された例 (⑦40・42) 第七篇9段・a類の夢の記述 もある。

## 五、まとめ

仮名表記の見られる段についての以上の考察に、仮名表記の見られない段をも加え、夢記各篇のそれぞれの段の表記様式

明恵上人夢記の表記様式における年代の変移について







60	59	58	57	56	55	54	53	52	51	50	49	48	47	46
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
十一	十一	十一	十一	九	九	廿九	廿八	廿七	廿四	同日	十八	十七	十七	十一
六	三	二	二	十二	十二	廿九	廿八	廿七	廿四	同日	十八	十七	十七	十一
c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c	c
a	b	b	c	b	b	c	b	a	c	b	b	b	c	b
b								c	c	b	b			

3	2	1	71	70	69	68	67	66	65	64	63	62	61
寬喜二・七・晦	寬喜二・七・晦	寬喜二・七・晦	・	・	・	・	・	・	・	貞元二・三・廿五	貞元二・三・廿五	貞元二・三・廿五	又去年・四五月比・八
c	c	c	・	・	・	・	・	・	・	c	c	c	c
c	b	b	c	c	b	b	b	c	a	a	a	a	b
c													c
(三〇)58歳	(三〇)58歳	(三〇)58歳								(三三)51歳	(三三)51歳	(三三)50歳	(三三)50歳

表を、更に数値化して示すと、次のようになる。

第九〜十一篇	第一〜八篇		
		a	日記記事
4	7	b	夢の記述
33	34	c	説明記事
10	29	a	
44	16	b	
18	9	c	
1	2	a	
12	2	b	
14	5	c	

詳細な考察は今後に譲るが、概括するならば、b類の段には、まったく国語の語序で書かれているものはなく、段によって

明恵上人夢記の表記様式における年代的変移について

は、殆ど、付屬語・送り仮名を仮名表記しないものもある。このように、b類とc類との表記上の相違は、付屬語・送り仮名の仮名表記の程度差に基くものである。このような点から、b類とc類とは、和化漢文的表記様式として、連続的なものであるということが出来る。これに対して、a類は、付屬語・送り仮名の仮名表記については、b類と同様の傾向にある。しかし、自立語には、本来、和化漢文では漢字表記されるべき語に、仮名表記が見られるのである。これは、a類の段には、和化漢文的表記様式とは異質な表記の要素が含まれていることを示すものである。それが、漢字交り片仮名文的表記の要素であることについては、既に述べた。

以上のように整理した上で再考してみると次のようになる。まず、夢の記述においては、各段の書写において、第八篇以前では、漢字交り片仮名文的要素を含む表記様式と、和化漢文的表記様式とが併用されていた。これに対して、第九篇以降では、和化漢文的表記様式中心へと移行していったということが出来る。この方向性を更に要約して述べるならば、表記上、非和化漢文的要素の排除、ということになる。

これに対して、日次記事においては、全篇を通してb類とc類の段しか見られず、表記様式は、和化漢文的なもので一貫している。これは、日次記事が、殆どの段において、一・二行の短い文章であることと、内容の面で定型的文章であるためかと思われる。

一方、説明記事は、c類の段も含めて考えると、第八篇以前でも、和化漢文的表記様式の段の方が多く見られる。しかし、比率として見れば、第九篇以降に比べて、a類の段が多く見られるのである。このように、説明記事も変移の方向としては、夢の記述と共通するものがあるといつてよい。

以上のように、明恵上人夢記は、その記述の量的・内容的中心である夢の記述と、内容的に、それに連続する説明記事において、第八篇以前と第九篇以降との間に、表記様式上の変移が見られるのである。第八篇は、建永元年（二〇六）明恵上人三十四歳の時の書写であり、第九篇は、建暦二年（二二二）明恵上人四十歳からの書写である。なぜこの六年間にこの

ような変移が生じたのかについては、この六年間の空白を埋める夢記を求め、又、表記様式以外の面からの考察をも加え、更に、明恵上人の年譜についての詳細な調査を行なった上で論ずべきものである。しかし、とりあえず現段階での推定を述べるならば、次のようなことが考えられる。建永元年（二〇六）、明恵上人は、後鳥羽院より梅尾の地を賜り、高山寺再興に着手する。そして、この頃以降、明恵上人の下には多くの弟子が集まるようになり、教団といえるほどのものを形成するようになった。<sup>(11)</sup> このような時期に至っては、従来、自分の見た夢の個人的な記録であった夢記も、周囲の者にも見せる必要のある公的な性格のものへと、変じていったと考えられる。このような夢記の性格づけの変化は、表記様式の面にも影響を与え、従来比較的自由な様式で記していたものが、日記として正統的な、和化漢文的表記様式を中心に記されるようになって行ったのではないかと考えられるのである。

注

- (1) 「日本話の世界」5 仮名」第四章 漢字と仮名との融合
- (2) 「中世片仮名文の国語史的研究」序章 研究の意義と資料（広島大学文学部紀要第三輯・一九七一年三月）
- (3) 本文の引用は、「明恵上人資料第二（高山寺資料叢書第七冊）」第一部 明恵上人夢記 における翻字本文に基いた。但し、補読及び句読点は除いた。
- (4) 春日政治博士「古訓点の研究」和漢の混淆・築島裕博士「平安時代の漢文訓読語につきての研究」第七章 第三節 変体漢文研究の構想・同前 注1文献・峰岸明氏「岩波講座日本語10 文体」4 記録体
- (5) 「明恵 遍歴と夢」II 梅尾の上人——明恵の生涯(二)
- (6) 「高山寺典籍文書の研究（高山寺資料叢書別冊）」明恵上人関係典籍の奥書・識語について——附・明恵上人夢記第十篇錯巻考——
- (7) 注4文献
- (8) 仮名表記のみ見られる語の内、用例2例以下のものには、漢字表記され得たと考えられる語と、漢字表記され難かったと考えられる語とが含まれていると考えられる。これら二類の語の区別は、「三卷本色葉字類抄」「観智院本類聚名義抄」における掲出状態によった。又、山口佳紀氏「今昔物語集の形成と文体——仮名書目立語の意味するもの——」（国語と国文学 昭和四三年八月）を参考にした。

明恵上人夢記の表記様式における年代的変移について

(9) 「ヒワル」は、用例が「ヒハレテ」(④7)となっており、ハ行転呼音の誤まった回帰による誤表記がなされている。このことから見て、「ヒワル」は一語意識を持って用いられたと考えられるので、一語として採集した。

(10) 和文特有語の区別には、「平安時代の漢文訓読語につきての研究」「平安時代語新論」築島裕博士著を主に用い、「古典対照語い表」宮島達夫氏編において、更級日記までの十一作品で使用頻度の高いものをもって補った。

(11) 注5文献を参考。

〔附記〕 本稿は、昭和五十八年八月、広島大学において開催された、第八回鎌倉時代語研究会夏季研究集会で口頭発表したものに基いて、加筆し成稿としたものである。席上、小林芳規先生より貴重な御教示を賜った。又、稿を成すにあたって、小林芳規先生より懇切な御指導を戴いた。記して学恩に深く感謝する次第である。